

秋田市社会福祉協議会会員及び会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第32条に基づき会員及び会費について定める。

(会員)

第2条 本会の会員は一般会員と特別会員及び団体会員とする。

2 一般会員は本会の趣旨、目的に賛同し秋田市に居住する世帯とする。

3 特別会員は本会の趣旨、目的に賛同した次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 地区社会福祉協議会の役員
- (2) 社会福祉事業施設の役員及び職員
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 社会福祉機関及び団体の役員及び職員
- (5) 学識経験者
- (6) その他個人

4 団体会員は地区社会福祉協議会及び本会の趣旨、目的に賛同した次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 社会福祉事業施設
- (2) 社会福祉機関及び団体
- (3) 企業、法人等

(入会の手続き)

第3条 前条第3項および第4項に掲げる会員は、別紙様式1により入会申込みを行うものとする。

2 会員が法人又は団体であるときは、あらかじめ代表者を定めて入会の手続きを行うものとする。

3 前項の代表者を変更したときは、直ちに届け出するものとする。

(脱会の手続き)

第4条 本会の会員である法人、団体及び施設等で解散又は廃止したときは脱会したものとする。

2 前項のほか、特別の事由により脱会の申し出があったときは、会員の資格を喪失したものとする。

(会費の基準)

第5条 本会の会費は次のとおりとする。

会 員 の 区 分		会 費 (年額)	
一般会員	世 帯	360円	
特別会員	個 人	1口 1,000円	
団体会員	団 体	社会福祉事業施設	1口 2,000円
		社会福祉機関及び団体	1口 2,000円
		地区社会福祉協議会	1口 5,000円
		企業・法人等	1口 10,000円

(会費の納付及び納期)

第6条 一般会員の会費の納期は9月末日とし、特別会員の会費及び団体会員の会費はその年額を一括納付とし、当該年度内に納付しなければならない。

(会費の免除)

第7条 会員で災害等特別の事由がある場合は、事由を具して免除申請を行い、会長の承認を経て免除することができる。

(会員に対する広報)

第8条 会長は会員に対し、機関誌の配布、その他の方法によって、毎年度の予算・決算の概要、社会福祉に関する各種事業の案内等の周知に努めなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

2 この規程中、第3条の入会の手続きについては、現在会員であるものは所定の手続きを経て理事会の承認を得たものとする。

附 則

この規程は、平成3年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年5月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年12月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市社会福祉協議会会員申込書

令和 年 月 日

社会福祉法人
秋田市社会福祉協議会長 様

下記のとおり入会を申込みします。

会 員 の 区 分		<input type="checkbox"/> 特別会員	<input type="checkbox"/> 団体会員
申 込 口 数		口	年額 円
申 込 者	氏 名 (法人又は団体の場合は 名称及び代表者名)		
	住 所 (所 在 地)		

【秋田市社会福祉協議会会員及び会費に関する規程（抜粋）】

(会費の基準)

第 5 条 本会の会費は次のとおりとする。

会 員 の 区 分			会 費 (年額)	
一般会員	世 帯		3 6 0 円	
特別会員	個 人		1 口	1 , 0 0 0 円
団体会員	団 体	社会福祉事業施設	1 口	2 , 0 0 0 円
		社会福祉機関及び団体	1 口	2 , 0 0 0 円
		地区社会福祉協議会	1 口	5 , 0 0 0 円
		企業・法人等	1 口	1 0 , 0 0 0 円